

第141回国際高官セミナー

平成21年1月13日(火)から同年2月13日(金)まで

- 1 セミナーの主要課題は、「拘禁に代わる社会内措置の拡充による犯罪者処遇の改善」です。

犯罪者に対する拘禁措置は、適正な刑事手続の実現を確保し、また、刑罰の一種として社会の正義と安全を保つため、刑事司法における必要な手段の一つです。一方、すべての犯罪者に対して一律に刑罰としての施設拘禁を行うことは、1)犯罪者の権利を必要以上に制約しないという人道的な配慮、2)拘禁措置の多用による刑事施設の過剰収容という弊害を避ける面、及び3)犯罪者の犯罪傾向の進行度合いに応じた適切な処遇を実施する面(いわゆる悪風感染を防ぐ面)からも非効率的です。

1990年に国連総会において採択された「非拘禁措置に関する国連最低基準規則(東京ルールズ)」は、第8回国連犯罪防止会議の勧告に基づき、様々な形態の非拘禁措置の在り方についての基本を示していますが、これには、刑務所の過剰拘禁から生じる問題を軽減し、かつ犯罪者の社会復帰を促すために、社会内で実施可能な措置を拡充することを通して拘禁の使用を減少させ、刑事司法運営の合理化を図ることが盛り込まれています。

また、2000年に開催された第10回国連犯罪防止会議において採択された「犯罪と司法に関するウィーン宣言：21世紀の課題への対応」においては、矯正施設の収容者の増加及び過剰収容を抑制するため、有効な拘禁代替措置の利用を促進することの重要性が強調され、同宣言のフォローアップとして、2002年の国連犯罪防止刑事司法委員会によって採択されたウィーン宣言実施のための行動計画においても、刑務所の過剰収容と拘禁代替措置に関するアクションに関する章において、非拘禁措置の優先的な活用、一般社会に対する非拘禁措置の意義及び効果等に関する理解の促進を図ること等が奨励されています。

加えて、2005年に開催された第11回国連犯罪防止刑事司法会議において採択されたバンコク宣言「相乗効果と対応：犯罪防止と刑事司法における戦略的連携」においても、犯罪者の更生を促進するため、訴追の代替措置を含む修復的司法を一層発展させ、施設収容に伴う弊害を避けること等の重要性が強調されています。

これらを基に、多くの国においては、拘禁に代わる社会内措置として、判決前から判決後までのそれぞれの段階において、起訴猶予、保釈、コミュニティーサービス、罰金、宣告猶予、執行猶予、保護観察、仮釈放等の様々な措置が展開されています。

しかし、これらの施策が行われている一方で、現段階において、刑務所の過剰収容問題は解決を迫られている最も深刻な問題の一つとして引き続き存在しています。ま

た、拘禁に代わる社会内措置の導入にはそれぞれの国によって差異が見られ、制度の導入がなされているものの、刑事司法の実務家の理解と支持が十分に得られていないためにこれが十分に機能していない状況も存在します。加えて、社会内処遇が促進されない要因の一つとして、一般の人々に対し、拘禁に代わる社会内措置の意義と効果が理解されていないことがあるとの認識の下、これらの人々に対してその理解を深めることも必要とされています。

社会内措置の充実とは、単に拘禁措置を受ける対象者を減少させるという目的だけではなく、矯正施設に隔離している大多数の犯罪者が社会に戻って行くという現実を前提に、これらの犯罪者に対して、様々な刺激や葛藤のある社会の中で生活させながら指導・監督・援助を行う処遇を付加することにより、その社会復帰を促進し、再犯を防止するという面においても大変重要です。

したがって、拘禁に代わる社会内措置は、身柄拘束の必要性とのバランスを考慮し、加えて、施設内処遇との相互補完を目指しつつ、効果的な刑事司法制度を実現するために用いる必要があります。

以上を踏まえ、国連との共同運営に係る研修所である国連アジア極東犯罪防止研修所は、拘禁に代わる社会内措置に関する国際的比較及び情報交換等を通じ、その実情及び課題を明らかにするとともに、犯罪者の更生を促し、犯罪のない社会に向けて、刑事司法の各段階において拘禁に代わる社会内措置を拡充し、犯罪者の処遇を改善するための対策を構築することを目的として、このセミナーを実施するものです。

本セミナーの具体的な検討事項は以下のとおりです。

- (1) 刑事手続の各段階で犯罪者に対する指導監督・補導援護を通して実施される拘禁に代わる社会内措置に関する現状及び問題点
 - ・ 起訴猶予
 - ・ 保釈
 - ・ コミュニティーサービス
 - ・ 罰金
 - ・ 宣告猶予・執行猶予
 - ・ 保護観察
 - ・ 仮釈放 等
- (2) 拘禁に代わる社会内措置を強化するための可能な方策
 - ア 上記(1)に記載の拘禁に代わる社会内措置に関する方策
 - イ 拘禁に代わる社会内措置を促進する他の方策
 - ・ 犯罪者処遇に当たる職員の更なる能力向上に向けた研修の充実
 - ・ 民間協力者(保護司等ボランティア・NGO・住民自治組織等)の関与及びそ

の専門性の強化

- ・ 犯罪防止活動・犯罪者処遇に対する世論の啓発
- ・ 各関係機関の協調に関する枠組の構築 等

2 客員専門家（肩書きは講義当時のもの）

(1) キティポン・キタヤラク氏 (Dr. Kittipong Kittayarak)

タイ 法務事務次官

(2) クリスティン・グレン氏 (Ms. Christine Glenn)

英国 イングランド及びウェールズ仮釈放委員会部長委員

(3) イスマエル・ファンガ・ヘラデュラ氏 (Mr. Ismael Juanga Herradura)

フィリピン 司法省保護局長

(4) バラ・レディー氏 (Mr. Bala Reddy)

シンガポール 検事総長府検察局長（首席上級検事）